

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		宮城県遠田郡美里町					
プ ラ ン の 名 称		美里町病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 2 月 19 日					
対 象 期 間		平成 20 年度 ~ 平成 23 年度					
病院の現状	病 院 名	美里町立南郷病院					
	所 在 地	美里町木間塚字原田5番地					
	病 床 数	一般 50床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、眼科、整形外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		人口が減少していくなかでも、高齢化による医療ニーズは増えていくものと思われる。このような状況にあって、南郷病院は地域社会を維持するための基本的な機能としての医療を守ることにより、安心して住める地域づくりに寄与することを存在意義としている。具体的な当院の役割としては、生活習慣病の予防及び治療、並びに在宅医療の充実、プライマリケアと可能な限りの二次救急、ターミナルケア、要介護者の支援などに特化した対応と、大崎市民病院との連携での後方支援(大崎市民病院での急性期治療後の回復期の入院)と考えている。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		南郷病院は不採算地区病院として運営を行っているが、平成18年度の旧小牛田町と旧南郷町の合併により不採算地区病院の指定要件が外れることとなる。しかし、合併しても地域の地理的条件や居住環境等がすぐに変化するものではない。国の基準は画一的に定められているが、各自治体がそれぞれのルールを作ることにより運営を行っていくべきものとする。 病院事業会計への補助金については、一般会計の財政計画において2億円を上限として計画されているが、現段階では1億8千万円を基準としている。病院経営に激変があれば残り2千万円を弾力的に追加する考えとしている。 出資金については、現行の基準どおり負担するものである。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.4	99.7	100.0	99.7	100.6	
	医業収支比率	81.8	82.5	82.8	82.6	83.4	
	職員給与と費比率	61.8	60.0	59.0	59.0	58.7	
	病床利用率	73.4	74.0	76.0	80.0	82.0	
上記目標数値設定の考え方		入院は、70%の病床利用率を下回ったことは無い。平成18年度の診療報酬改定前には、一般病床・療養病床合わせて80%前後の利用率を確保していたが、改定後の看護師の当直体制が取れなくなったことにより、全て一般病床に切り替えた。このことにより平成18年度においては70%まで落ち込んだ。しかし、今後民間病院等の連携等や小牛田地域からの利用増が見込めることから、平成20年度の目標を74%とし、その後段階的に増加させた目標値の設定とした。 なお、平成23年度には黒字化を目指すものである。					

				団体名 (病院名)	美里町立南郷病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	入院患者数	12,872	13,505	13,870	14,600	15,006	
	外来患者数	33,799	33,800	33,800	33,800	33,800	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	南郷病院は、早くから外部に委託できる業務のほとんどを委託実施してきており経営のスリム化を図ってきた。給食業務、窓口業務、清掃業務、警備業務は当病院が改築した平成7年度から実施しており、懸案となっていた調剤の院外処方も平成19年度から移行している。今後も同様に継続していく。				
		事業規模・形態の見直し	南郷地域に唯一の病院として利用されてきていることや、今後の小牛田地域などの利用者の増加の傾向が見られることから、80%から85%の病床利用率を目指し現在の50床からの削減はしない。形態については、現在の地方公営企業法の一部適用を維持する。				
		経費削減・抑制対策	病院の職員給与は、町の一般職の職員に準じて人件費の抑制を図る。物品購入等は、入札等の徹底を図り経費の節減に取り組む。また、長期に契約することが出来るものは債務負担行為により規模効果を図る。				
		収入増加・確保対策	診療報酬の点数チェック(診療報酬請求漏れ対策) 重症加算の算定 入院患者への薬剤指導 他の病院との連携による患者の確保(民間病院等の連携) 医療費の患者負担分の未納に対する徴収管理強化 検査部門の受託検査強化(住民検診の血液部門の検査受託) 未利用地の売却(大柳地区の旧院長住宅用地等) 常勤医師の確保(訪問診療や各種検診の充実)				
		その他	医療サービス上、患者等に接することが主となることから、患者等に対する接遇等の改善が重要となる。また、各セクションの個々の技術向上が求められることから自己研鑽等が必要であり、各種研修会等への参加や病院内での研修等の実施を行っていく。				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	80.4%	18年度	70.8%	19年度	73.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	南郷地域に唯一の病院として利用されてきていることや、小牛田地域等の利用者の増加の傾向が見られることから、80%から85%の病床利用率を目指し現在の50床からの削減はしない。					

団体名 (病院名)	美里町立南郷病院
--------------	----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	町立南郷病院は美里町唯一の公立病院である。南郷病院は大崎医療圏の南端に位置しているが、石巻医療圏からの患者も多く利用している。隣接する大崎市鹿島台地域には大崎市民病院鹿島台分院があり、また、涌谷町には涌谷国保病院がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	南郷病院、大崎市民病院鹿島台分院、涌谷国保病院の連携による平日夜間等の初期救急医療体制が検討されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 現在、宮城県医療整備課が各医療機関において連携の取組みについて調整を行っていることから、平成21年度以降の検討・協議となる。	<内容> 南郷病院は、24時間の救急告示病院の指定を受けており、患者のニーズに答え対応してきている。現在の医療提供体制では実際は規模的に小さい状況ではあるが、民間の医業を圧迫することなく、住民のニーズに答えなければならぬ。しかし、現在の医師不足等を考慮すれば東北大学病院の医局からの医師派遣等を踏まえ大崎市民病院のサテライト病院としての態勢の整備が必要と考えられる。今後、大崎市民病院を中心とした、医療連携のあり方、南郷病院の果たせる役割等を大崎医療圏の中で検討していく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に入記)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に入記、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの策定後においては、美里町病院事業改革プラン策定検討委員会が引き続き改革プランの実施状況の点検・評価を行うこととする。公表については広報誌で掲載する。		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	事業年度の翌年度の10月から12月頃		
その他特記事項				

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	612,385	499,816	517,245	525,081	530,630	538,902
	(1) 料 金 収 入	549,707	432,883	445,509	452,796	458,015	465,957
	(2) そ の 他	62,678	66,933	71,736	72,285	72,615	72,945
	うち他会計負担金	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300
	2. 医 業 外 収 益	155,878	156,055	155,873	155,873	155,873	155,873
	(1) 他会計負担金・補助金	154,700	154,700	154,700	154,700	154,700	154,700
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	1,178	1,355	1,173	1,173	1,173	1,173
	経 常 収 益 (A)	768,263	655,871	673,118	680,954	686,503	694,775
	入	1. 医 業 費 用 b	757,174	610,994	626,916	633,867	642,644
(1) 職 員 給 与 費 c		318,104	309,111	310,396	309,944	313,111	316,373
(2) 材 料 費		223,285	74,478	76,486	77,989	79,521	81,085
(3) 経 費		134,388	109,784	116,507	117,665	118,877	119,721
(4) 減 価 償 却 費		35,576	38,513	40,398	42,691	45,025	42,328
(5) そ の 他		45,821	79,108	83,129	85,578	86,110	86,658
2. 医 業 外 費 用		57,518	48,780	48,141	46,816	45,594	44,225
(1) 支 払 利 息		40,613	39,569	38,120	36,661	35,307	33,826
(2) そ の 他		16,905	9,211	10,021	10,155	10,287	10,399
経 常 費 用 (B)		814,692	659,774	675,057	680,683	688,238	690,390
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		46,429	3,903	1,939	271	1,735	4,385
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	2,064	2,390	650	510	1,000	1,000
	特別損益 (D) - (E) (F)	2,064	2,390	650	510	1,000	1,000
純 損 益 (C) + (F)		48,493	6,293	2,589	239	2,735	3,385
累 積 欠 損 金 (G)		407,774	414,067	416,656	416,895	419,630	416,245
不良債務	流 動 資 産 (ア)	283,214	256,659	269,627	285,162	298,232	317,912
	流 動 負 債 (イ)	69,076	28,806	29,502	29,727	30,030	30,116
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (イ)						
差引 不良債務 (オ)	214,138	227,853	240,125	255,435	268,202	287,796	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		94.3	99.4	99.7	100.0	99.7	100.6
不 良 債 務 比 率 $\frac{(J)}{a} \times 100$		35.0	45.6	46.4	48.6	50.5	53.4
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		80.9	81.8	82.5	82.8	82.6	83.4
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		51.9	61.8	60.0	59.0	59.0	58.7
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
病 床 利 用 率		70.8	73.4	74.0	76.0	80.0	82.0

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	34,000	19,000	18,000	20,000	20,000	20,000
	2. 他会計出資金	30,042	31,974	33,738	37,230	40,166	37,341
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)						
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	64,042	50,974	51,738	57,230	60,166	57,341	
支 出	1. 建設改良費	34,202	19,843	20,810	21,000	21,000	21,000
	2. 企業債償還金	47,078	50,856	55,200	61,652	66,969	60,740
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	81,280	70,699	76,010	82,652	87,969	81,740
差引不足額 (B) - (A) (C)	17,238	19,725	24,272	25,422	27,803	24,399	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	17,178	19,623	24,272	25,422	27,803	24,399
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	60	102				
	計 (D)	17,238	19,725	24,272	25,422	27,803	24,399
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 180,000					
資本的収支	( ) 30,042	( ) 31,974	( ) 33,738	( ) 37,230	( ) 40,166	( ) 37,341
合計	( ) 210,042	( ) 211,974	( ) 213,738	( ) 217,230	( ) 220,166	( ) 217,341

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。